

令和 6 年

第 2 回区議会定例会提出案件概要

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 66 号議案	特別区道 3 1 - 1 3 9 0 電線 共同溝整備工事委託契約	特別区道 3 1 - 1 3 9 0 電線共同溝整備工事施行のため、次 のとおり工事委託契約を締結する。

特別区道 3 1 - 1 3 9 0 電線共同溝整備工事委託契約

1	工 事 概 要	特別区道 3 1 - 1 3 9 0 (水野原通り) 電線共同溝工事等 1 式
2	工 事 場 所	東京都新宿区若松町 3 番先から原町三丁目 9 番地先まで
3	契 約 月 日	仮契約 令和 6 年 6 月 13 日 (木) 本契約 議決日の翌日
4	工 期	本契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
5	契 約 の 方 法	随意契約
6	契 約 金 額	2 億 1,456 万 9,921 円
7	契約の相手方	東京都港区海岸一丁目 11 番 1 号 東電タウンプランニング株式会社 代表取締役社長 鈴木 祐輔 資本金 1 億円

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 67 号議案	四谷ひろば擁壁改修その他工事請負契約の変更について	令和5年第3回新宿区議会定例会における議決に基づき締結した四谷ひろば擁壁改修その他工事請負契約について、その契約金額を次のとおり変更する。

四谷ひろば擁壁改修その他工事請負契約の変更について

1	変 更 概 要	(1) 変更理由 国において決定された令和6年3月から適用される公共工事設計労務単価（新労務単価）は、技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させる等の観点から、令和5年度当初の労務単価（旧労務単価）と比較して全国全職種平均では5.9%の上昇となった。 国は、賃金等の急激な変動に対処するため、令和6年3月1日が工期内である工事のうち、残工期が2か月以上ある工事案件について、新労務単価を反映した請負代金額に変更する措置を講じている。 区においても、技能労働者への適切な賃金水準確保の重要性を踏まえ、同様の措置を講ずることとし、本件工事請負契約の請負代金額を変更する。 また、本件工事において改修する擁壁と連続している愛住公園の擁壁及び劣化している四谷ひろばの校庭について、一体的に改修を行うことが経済的かつ合理的であることから、本件工事請負契約の請負代金額を増額する。 (2) 変更内容 受注者からの協議に基づき、残工期に係る工事費に新労務単価を適用して積算した価格を基礎とした金額に変更する。 また、追加工事に係る請負代金額を増額する。						
2	工 事 場 所	東京都新宿区四谷四丁目 20 番地						
3	契 約 月 日	令和5年10月18日						
4	工 期	<table><tr><td>変更前</td><td>本契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで</td></tr><tr><td>変更後</td><td>本契約締結日の翌日から令和7年7月14日まで</td></tr></table>	変更前	本契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで	変更後	本契約締結日の翌日から令和7年7月14日まで		
変更前	本契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで							
変更後	本契約締結日の翌日から令和7年7月14日まで							
5	変 更 金 額	<table><tr><td>変更前</td><td>499,730,000 円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>707,553,000 円</td></tr><tr><td>差額（増額）</td><td>207,823,000 円</td></tr></table>	変更前	499,730,000 円	変更後	707,553,000 円	差額（増額）	207,823,000 円
変更前	499,730,000 円							
変更後	707,553,000 円							
差額（増額）	207,823,000 円							
6	変 更 月 日	議決日の翌日						
7	受 注 者	東京都新宿区四谷四丁目 11 番 日新工業株式会社 代表取締役社長 櫻井 紀彦						

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 68 号議案	新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他工事請負契約の変更について	令和5年第3回新宿区議会定例会における議決に基づき締結した新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他工事請負契約について、その契約金額を次のとおり変更する。

新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他工事請負契約の変更について

1	変 更 概 要	(1) 変更理由 国において決定された令和6年3月から適用される公共工事設計労務単価（新労務単価）は、技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させる等の観点から、令和5年度当初の労務単価（旧労務単価）と比較して全国全職種平均では5.9%の上昇となった。 国は、賃金等の急激な変動に対処するため、令和6年3月1日が工期内である工事のうち、残工期が2か月以上ある工事案件について、新労務単価を反映した請負代金額に変更する措置を講じている。 区においても、技能労働者への適切な賃金水準確保の重要性を踏まえ、同様の措置を講ずることとし、本件工事請負契約の請負代金額を変更する。 (2) 変更内容 受注者からの協議に基づき、残工期に係る工事費に新労務単価を適用して積算した価格を基礎とした金額に変更する。						
2	工 事 場 所	東京都新宿区新宿六丁目14番1号						
3	契 約 月 日	令和5年10月18日						
4	工 期	本契約締結日の翌日から令和7年8月29日まで						
5	変 更 金 額	<table><tr><td>変更前</td><td>1,441,000,000 円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>1,491,732,000 円</td></tr><tr><td>差額（増額）</td><td>50,732,000 円</td></tr></table>	変更前	1,441,000,000 円	変更後	1,491,732,000 円	差額（増額）	50,732,000 円
変更前	1,441,000,000 円							
変更後	1,491,732,000 円							
差額（増額）	50,732,000 円							
6	変 更 月 日	議決日の翌日						
7	受 注 者	東京都新宿区西新宿六丁目16番6号 大日本土木株式会社 東日本支店 執行役員支店長 小椋 克泰						

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 69 号議案	新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他に伴う電気設備工事請負契約の変更について	令和5年第3回新宿区議会定例会における議決に基づき締結した新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他に伴う電気設備工事請負契約について、その契約金額を次のとおり変更する。

新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他に伴う電気設備工事請負契約の変更について

1	変 更 概 要	(1) 変更理由 国において決定された令和6年3月から適用される公共工事設計労務単価（新労務単価）は、技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させる等の観点から、令和5年度当初の労務単価（旧労務単価）と比較して全国全職種平均では5.9%の上昇となった。 国は、賃金等の急激な変動に対処するため、令和6年3月1日が工期内である工事のうち、残工期が2か月以上ある工事案件について、新労務単価を反映した請負代金額に変更する措置を講じている。 区においても、技能労働者への適切な賃金水準確保の重要性を踏まえ、同様の措置を講ずることとし、本件工事請負契約の請負代金額を変更する。 (2) 変更内容 受注者からの協議に基づき、残工期に係る工事費に新労務単価を適用して積算した価格を基礎とした金額に変更する。							
2	工 事 場 所	東京都新宿区新宿六丁目14番1号							
3	契 約 月 日	令和5年10月18日							
4	工 期	本契約締結日の翌日から令和7年8月29日まで							
5	変 更 金 額	<table><tr><td>変更前</td><td>989,670,000 円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>1,020,613,000 円</td></tr><tr><td>差額（増額）</td><td>30,943,000 円</td></tr></table>		変更前	989,670,000 円	変更後	1,020,613,000 円	差額（増額）	30,943,000 円
変更前	989,670,000 円								
変更後	1,020,613,000 円								
差額（増額）	30,943,000 円								
6	変 更 月 日	議決日の翌日							
7	受 注 者	共同企業体名	日東・中央アイデン建設共同企業体						
		構 成 員 (代表者)	東京都新宿区百人町二丁目24番10号 日東電工株式会社 代表取締役 本間 正明						
		構 成 員	東京都新宿区西新宿四丁目24番16号 株式会社中央アイデン 代表取締役 川村 興作						

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 70 号議案	新宿区立四谷小学校校舎棟増築等工事請負契約の変更について	令和5年第2回新宿区議会定例会における議決に基づき締結した新宿区立四谷小学校校舎棟増築等工事請負契約について、その契約金額を次のとおり変更する。

新宿区立四谷小学校校舎棟増築等工事請負契約の変更について

1	変 更 概 要	(1) 変更理由 国において決定された令和6年3月から適用される公共工事設計労務単価（新労務単価）は、技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させる等の観点から、令和5年度当初の労務単価（旧労務単価）と比較して全国全職種平均では5.9%の上昇となった。 国は、賃金等の急激な変動に対処するため、令和6年3月1日が工期内である工事のうち、残工期が2か月以上ある工事案件について、新労務単価を反映した請負代金額に変更する措置を講じている。 区においても、技能労働者への適切な賃金水準確保の重要性を踏まえ、同様の措置を講ずることとし、本件工事請負契約の請負代金額を変更する。 (2) 変更内容 受注者からの協議に基づき、残工期に係る工事費に新労務単価を適用して積算した価格を基礎とした金額に変更する。						
2	工 事 場 所	東京都新宿区四谷二丁目6番地						
3	契 約 月 日	令和5年6月22日						
4	工 期	本契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで						
5	変 更 金 額	<table><tr><td>変更前</td><td>1,073,600,000 円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>1,087,086,000 円</td></tr><tr><td>差額（増額）</td><td>13,486,000 円</td></tr></table>	変更前	1,073,600,000 円	変更後	1,087,086,000 円	差額（増額）	13,486,000 円
変更前	1,073,600,000 円							
変更後	1,087,086,000 円							
差額（増額）	13,486,000 円							
6	変 更 月 日	議決日の翌日						
7	受 注 者	東京都新宿区大久保一丁目1番49号 タキカワ大久保ビル3階 菊池建設株式会社新宿支店 支店長 鈴木 喜博						

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 71 号議案	新宿区立四谷小学校校舎棟増築等電気設備工事請負契約の変更について	令和5年第2回新宿区議会定例会における議決に基づき締結した新宿区立四谷小学校校舎棟増築等電気設備工事請負契約について、その契約金額を次のとおり変更する。

新宿区立四谷小学校校舎棟増築等電気設備工事請負契約の変更について

1	変 更 概 要	(1) 変更理由 国において決定された令和6年3月から適用される公共工事設計労務単価（新労務単価）は、技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させる等の観点から、令和5年度当初の労務単価（旧労務単価）と比較して全国全職種平均では5.9%の上昇となった。 国は、賃金等の急激な変動に対処するため、令和6年3月1日が工期内である工事のうち、残工期が2か月以上ある工事案件について、新労務単価を反映した請負代金額に変更する措置を講じている。 区においても、技能労働者への適切な賃金水準確保の重要性を踏まえ、同様の措置を講ずることとし、本件工事請負契約の請負代金額を変更する。 (2) 変更内容 受注者からの協議に基づき、残工期に係る工事費に新労務単価を適用して積算した価格を基礎とした金額に変更する。						
2	工 事 場 所	東京都新宿区四谷二丁目6番地						
3	契 約 月 日	令和5年6月22日						
4	工 期	本契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで						
5	変 更 金 額	<table><tr><td>変更前</td><td>203,500,000 円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>208,021,000 円</td></tr><tr><td>差額（増額）</td><td>4,521,000 円</td></tr></table>	変更前	203,500,000 円	変更後	208,021,000 円	差額（増額）	4,521,000 円
変更前	203,500,000 円							
変更後	208,021,000 円							
差額（増額）	4,521,000 円							
6	変 更 月 日	議決日の翌日						
7	受 注 者	東京都新宿区早稲田鶴巻町567番地 株式会社岩田電気工業所 代表取締役 岩田 幸子						

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 72 号議案	新宿区立余丁町小学校擁壁等改築工事請負契約の変更について	令和4年第2回新宿区議会定例会における議決及び令和5年第2回新宿区議会定例会における変更の議決に基づき締結した新宿区立余丁町小学校擁壁等改築工事請負契約について、その契約金額を次のとおり変更する。

新宿区立余丁町小学校擁壁等改築工事請負契約の変更について

1	変 更 概 要	(1) 変更理由 国は、公共工事において、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときのため、公共工事標準請負契約約款に、単品スライド条項を規定している。 区においても、同様に工事請負契約約款に単品スライド条項を規定していることから、物価の変動に基づく契約金額の変更の請求に基づき、本件工事請負契約の請負代金額を変更する。 (2) 変更内容 受注者からの協議に基づき、対象品目のうち、材料価格の変動に伴う変動額を増額する。						
2	工 事 場 所	東京都新宿区若松町 13 番 1 号						
3	契 約 月 日	令和 4 年 6 月 21 日						
4	工 期	本契約締結日の翌日から令和 6 年 6 月 28 日まで						
5	変 更 金 額	<table><tr><td>変更前</td><td>456, 821, 456 円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>482, 517, 456 円</td></tr><tr><td>差額（増額）</td><td>25, 696, 000 円</td></tr></table>	変更前	456, 821, 456 円	変更後	482, 517, 456 円	差額（増額）	25, 696, 000 円
変更前	456, 821, 456 円							
変更後	482, 517, 456 円							
差額（増額）	25, 696, 000 円							
6	変 更 月 日	議決日の翌日						
7	受 注 者	東京都新宿区四谷一丁目 23 番地 株式会社第一ヒューテック 代表取締役 島谷 聡						